

契約の保証及び前払金保証の電子化について

令和7年2月1日より、契約の保証及び前払金保証について、**電子証書**による取扱いを開始します。

具体的な電子化による取扱いについては**保証機関（保証事業会社）**に確認したうえで、手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

電子化の対象となる保証証書

補償の種類	証書等の種類	保証機関
契約保証	契約保証証書	保証事業会社※
前払金保証 (中間前払金含む)	前払金保証証書	保証事業会社※

※西日本建設業保証(株)、東日本建設業保証(株)、北海道建設業信用保証(株)

なお、金融機関の「保証書」や、保険会社の「公共工事履行保証証券」「履行保証保険証券」は、従来どおり紙の証書や証券の提出が必要です。

電子化による取扱いのイメージ

